

(平成26年10月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

1 申立期間①のうち、平成5年10月31日から同年11月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年11月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、平成3年10月から4年9月までは20万円、同年10月から5年9月までは22万円、同年10月は24万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②のうち、平成5年11月1日から6年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から5年11月1日まで
② 平成5年11月1日から10年10月1日まで

申立期間①について、A社に勤務した一部期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違している。

申立期間①及び②について、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成5年10月31日から同年11月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は当該期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年10月31日より後の同年11月5日付けで、申立人の同社における被保険者資格喪失日は同年10月31日と記録されている上、申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、3年10月から4年9月までは20万円、同年10月から5年9月までは22万円、

同年 10 月の定時決定は 24 万円と記録されていたところ、同じく同年 11 月 5 日付けで、遡って 8 万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、A 社に係る商業・法人登記簿謄本では、同社は上記処理日も法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人の同社における被保険者資格喪失日及び標準報酬月額を訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、平成 5 年 11 月 1 日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3 年 10 月から 4 年 9 月までは 20 万円、同年 10 月から 5 年 9 月までは 22 万円、同年 10 月は 24 万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②のうち、平成 5 年 11 月 1 日から 6 年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人に係る 5 年 11 月から 6 年 5 月までの厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、24 万円と記録されていたところ、同年 6 月 28 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に減額訂正処理されている上、申立人と同様の処理が行われた者は、ほかに 10 人いることが確認できる。

また、申立人は、「90 年代前半から、会社の経営状態が思わしくなく、賃金の遅配が度々生じてきた。手形の決済ができず、他社への支払ができないと聞いたことがある。」と述べていることから、申立期間当時、A 社では厚生年金保険料を滞納していた状況がうかがえる。

さらに、申立人から提出のあった平成 5 年 11 月分から 6 年 5 月分までの給与明細書により、上記減額訂正前の標準報酬月額（24 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 6 年 6 月 28 日付けで行われた遡及訂正処理は事実上即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている 5 年 11 月から 6 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 24 万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間②のうち、平成 6 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録では、申立人の A 社における標準報酬月額に係る記録に不合理な点は見当たらない。

また、当該期間について、申立人から提出のあった平成 6 年 10 月分から 7 年 3 月分まで、同年 5 月分及び同年 7 月分の給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額（26 万円又は 28 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（9 万 8,000 円）より高いことが確認できるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額（9 万 8,000 円又は 9 万 2,000 円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いこと

が確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成6年10月分から7年3月分まで、同年5月分及び同年7月分の給与明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額については、9万8,000円又は9万2,000円となるが、これは、オンライン記録における申立人の標準報酬月額と一致又はそれよりも低いことから、特例法に基づく記録訂正の対象とならないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうちの平成6年10月1日から10年10月1日までの期間のうち、給与明細書の無い期間については、申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成20年12月20日は59万8,000円、21年7月20日は66万7,000円、同年12月20日は47万7,000円、22年7月20日は43万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成20年12月20日
② 平成21年7月20日
③ 平成21年12月20日
④ 平成22年7月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与支払明細書を提出するので、申立期間に支給された賞与について、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与支払明細書により、申立人は申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書で確認できる社会保険料控除額から、平成20年12月20日は59万8,000円、21年7月20日は66万7,000円、同年12月20日は47万7,000円、22年7月20日は43万円とすることが妥

当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東東京厚生年金 事案 25655 (事案 22692 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 1 日から同年 10 月 7 日まで
② 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 7 月 29 日まで
③ 昭和 44 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
④ 昭和 57 年 4 月 1 日から 59 年 5 月 31 日まで

申立期間を対象として平成 8 年 6 月 27 日に支給決定されたとする脱退手当金について、請求した記憶も、受給した記憶も無いので、支給記録を取り消してほしい旨を第三者委員会に申し立てたが、認められなかった。

今回、新たな資料として、当時に使用していた預金通帳の口座番号を提出するので、再度調査して、審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、老齢年金を受給するために必要な被保険者期間を満たしていない申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給したことに不自然さはない上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求及び受給をした記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、年金記録確認A地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 24 年 2 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人名義のB銀行C支店における総合口座通帳及び申立人が代表取締役であった事業所の法人名義の同行D支店における普通預金通帳の口座番号が印字された部分のそれぞれの写しを新たな資料として提出し、これら口座の当時の取引履歴を調査すれば、脱退手当金の支給が無いことを証明できるとして、申し立てている。

しかし、上記金融機関のこれらの支店では、保存期間の10年を経過している取引履歴については、資料は無いと回答しており、上記口座に申立人の脱退手当金の支給があったか否かについて確認することはできない。

また、日本年金機構は、脱退手当金を法人名義の金融機関口座への振込みで支給することはできない旨の回答をしている。

したがって、申立人から提出のあった新たな資料については、年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。